

知らずに損をしている助成金の王様
65歳超雇用推進助成金
 (高年齢者無期雇用転換コース)

一人あたり
48万円

申請しない理由が見つからない助成金

50代のパートタイマーを雇用していると
 助成金が48万円支給される可能性があります!

まずは受給資格の条件をチェック!

有期契約の
 パートタイマー
 である

雇用期間が
 6ヶ月以上
 5年以下

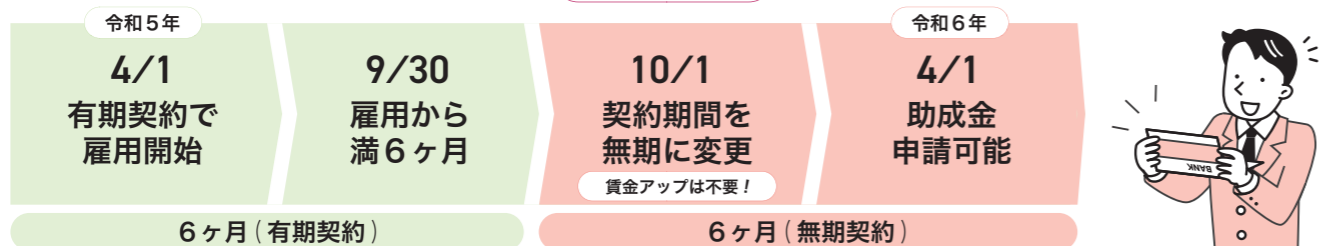
勤務時間が
 週20時間以上

雇用保険に
 加入している

「無期契約」に転換して、6ヶ月経過後に助成金申請すると...

1人につき48万円の助成金が入金!

申請事例



たったこれだけで助成金が1名につき48万円。10名申請したら480万円です。
 話がうますぎて何かウラがあると思われるかもしれませんが、
 厚生労働省管轄の助成金ですから何もウラはありません。

お気軽にお問い合わせください!



よくある
 質問

毎週1日は従業員に休みを与えないと違法になる?
 (繁忙期の人手不足に備えて、あらかじめ休日をまとめて指定できる?)

Q

人手不足で、毎週1日の休日を取得させることができません。
 月初は他の週より暇なので、月初にまとめて休日を取得してもらうことはできますか?



A

はい、できます。

原則は、毎週1日の休日が必要ですが、裏ワザを使うと、特定の4週間に4日以上の休日があれば問題ありません。
 この裏ワザを、「変形休日制」と言います。

就業規則に「変形休日制」と記載し、特定の4週間の起算日を明記しておきます。そうすることで、月初にまとめて休日を取得させることは可能です。例えば、9月の休日を8月に社員に通知すれば、裏ワザを使うことができます。

変形休日制の例(1日8時間勤務の場合)

9月1~4日までの4日間を休日にすれば、9月5日以降に休日が0日でも、9月28日まで社員を働かせることは可能です。ただし、週40時間以上働けば、時間外労働の割増賃金は支払う必要があるため、注意しましょう。

休日				出勤日			
1	2	3	4	5	6	7	
							▶ 8h × 3日 = 24h
							▶ 8h × 7日 = 56h
							▶ 8h × 7日 = 56h
							▶ 8h × 7日 = 56h

週40時間以上働くと割増賃金が適用されるので、気をつけましょう。



ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。